

魚津市告示第131号

魚津市帯状疱疹予防接種費用助成金交付要綱の一部改正について

魚津市帯状疱疹予防接種費用助成金交付要綱（令和6年魚津市告示第75号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月7日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略)  (助成対象者)</p> <p>第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 予防接種の接種日時点で予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき帯状疱疹定期予防接種の対象者でないこと。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 - 第10条 (略)</p> <p>様式第1号 - 様式第4号 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)  (助成対象者)</p> <p>第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 - 第10条 (略)</p> <p>様式第1号 - 様式第4号 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。